国住備第３１２号
総行地第８５号
令和８年９月３日

各都道府県・市区町村
空家施策担当部長　あて

国土交通省住宅局住宅総合整備課長
総務省地域力創造グループ地域振興室長

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正等について（通知）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和８年法律第27号。以下「第16次地方分権一括法」という。）第14条により、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）の一部改正が行われ、当該規定が令和８年９月３日に施行されました。

同法の施行等に伴い、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（平成27年総務省・国土交通省告示第１号）を変更したところです。また、下記のガイドライン等についてもそれぞれ一部変更し、公表しました。

○　管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）（平成27年５月26日付け国住備第62号・総行地第76号国土交通省住宅局長・総務省大臣官房地域力創造審議官通知。最終改訂：令和８年９月３日）
○　空家等活用促進区域の設定に係るガイドライン（令和５年12月13日付け国住備第113号・国住街第104号国土交通省住宅局住宅総合整備課長・市街地建築課長通知。最終改訂：令和８年９月３日）
○　空家等管理活用支援法人の指定等の手引き（令和５年11月30日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課事務連絡。最終改訂：令和８年９月３日）
○　空き家所有者情報の外部提供に関するガイドライン（令和５年12月13日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課事務連絡。最終改訂：令和８年９月３日）

ついては、都道府県、市区町村におかれましては、改正の趣旨及び下記の事項に御留意の上、各種事務の処理に当たり、その適切かつ円滑な実施に向け、下記改正概要をご参照の上、制度の適確かつ円滑な運用に努められるようお願いします。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４第１項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

１　改正の概要

市区町村の空家等対策に係る取組を補完する空家等管理活用支援法人として、商工会議所等の「その他の営利を目的としない法人」を指定することを可能とする。（空家等対策の推進に関する特別措置法第 23 条第１項）

本制度は、市区町村長が一定の民間法人を指定し、公的な位置付けを与え、空家等対策に取り組む市区町村の補完的な役割を果たすことを期待した制度であり、空家等管理活用支援法人には、令和５年 12 月の施行以来、地域の空家等対策に資する業務を行っていただいているところ。本改正の施行のほか、令和８年度より空き家対策総合支援事業において空家等管理活用支援法人向けの補助が拡充されたこと等を機に、改めて積極的に指定を検討されたい。

２　施行期日

令和８年９月３日（木）（公布の日から起算して３月を経過した日）

【参考１】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（概要）

【参考２】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（官報）（抜粋）

以上

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和8年法律第27号）（第16次地方分権一括法）の概要

趣　旨

- 地方からの制度改正を求める提案を受け、規制緩和等の地方分権改革を実施
- 令和７年の提案等への対応のうち、法律改正により措置すべき事項について、閣議決定※を踏まえ、関係法律の整備を行う。

※　令和７年の地方からの提案等に関する対応方針（令和７年12月23日閣議決定）〔抜粋〕
　法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和８年通常国会に提出することを基本とする。

概　要　11事項（17法律）を改正

１．人口減少社会に柔軟に対応した地域づくり

① 空家等管理活用支援法人への商工会議所等の非営利法人の指定を可能に
〔空家等対策の推進に関する特別措置法〕

２．デジタル化による国民の利便性向上等

② 地方債のデジタル証券方式での発行を可能に
〔地方財政法〕※社債等は、デジタル証券方式で発行が可能

３．地方公共団体の業務の簡素化・効率化等

③ 都道府県等による戸籍電子証明書等のオンラインでの公用請求を可能に
〔戸籍法〕

④ 介護・障害福祉人材の確保を目的とした補助金の交付に関する事務について、都道府県から国民健康保険団体連合会への委託を可能に
〔児童福祉法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律〕

⑤ 地方公共団体の財政状況等の公表回数を毎年２回以上から１回以上に
〔地方自治法、地方公営企業法〕

⑥ 公社等の解散公告※を３回以上から１回に
〔公有地の拡大の推進に関する法律、地方独立行政法人法、港湾法、地方住宅供給公社法、地方道路公社法、広域臨海環境整備センター法〕　※債権の申出の催告。株式会社等は１回

⑦ 外部監査人の補助者に係る住所告示の廃止　〔地方自治法〕

⑧ 土地区画整理組合の理事に係る住所の公告範囲を一定の場合に市区町村までに　〔土地区画整理法〕

⑨ 地方公共団体の事務所における伝搬障害防止区域図の備付け等の廃止
〔電波法〕　※廃止後も、引き続き、総務省が縦覧に供する

⑩ 基本測量・公共測量に係る都道府県による公示の廃止
〔測量法〕　※廃止後は、国土地理院が公示

⑪ 財産区議会（総会）設置条例について、都道府県知事による提案に加え、市区町村等自らによる提案を可能に　〔地方自治法〕

施行期日

（１）令和８年９月３日

（２）（１）により難い場合は（１）以外の個別に定める日

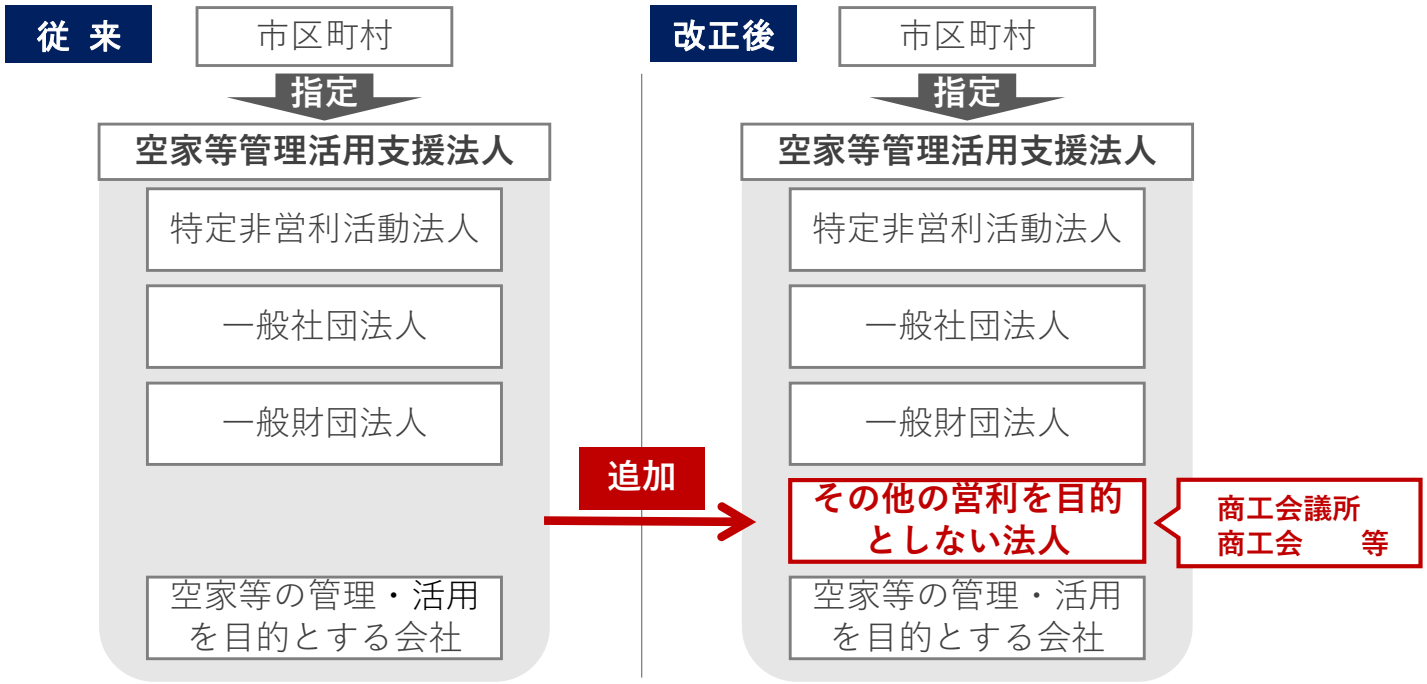
① 空家等管理活用支援法人への商工会議所等の非営利法人の指定を可能に

〔空家等対策の推進に関する特別措置法〕

施行日：令和８年９月３日

人口減少社会に柔軟に対応した地域づくり

● 市区町村の空家等対策に係る取組を補完する空家等管理活用支援法人※1として、商工会議所等の「その他の営利を目的としない法人」を指定することを可能とする。



効　果：　効果的･効率的な空家等対策の推進を通じた地域振興等の実現に寄与

※1　空家等の所有者等に対する情報提供や相談対応、委託に基づく空家等の管理・活用等を行う。

② 地方債のデジタル証券方式での発行を可能に

〔地方財政法〕

施行日：令和９年４月１日

デジタル化による国民の利便性向上等

● 地方債をデジタル証券※1方式により発行することを可能とする。

		地方債	（参考）社債
券面発行		○	○
券面不発行	振替債※2	○	○
券面不発行	デジタル証券	従 来 × → 改正後 ○	○

効　果：

○ 地方債の発行団体が保有者情報をリアルタイムかつ網羅的に把握可能
→保有者へ直接アプローチでき、発行団体の施策への理解促進や継続的な購入が期待

○ 投資家層の拡大による地方公共団体の資金調達手段の多様化に寄与

※1　ブロックチェーン（分散型台帳）技術を用いて、電子的に発行・管理する有価証券

※2　社債、株式等の振替に関する法律に基づく券面を発行しない債券であり、金融機関が管理する振替口座簿の電子的な記録により権利の帰属が定まるもの

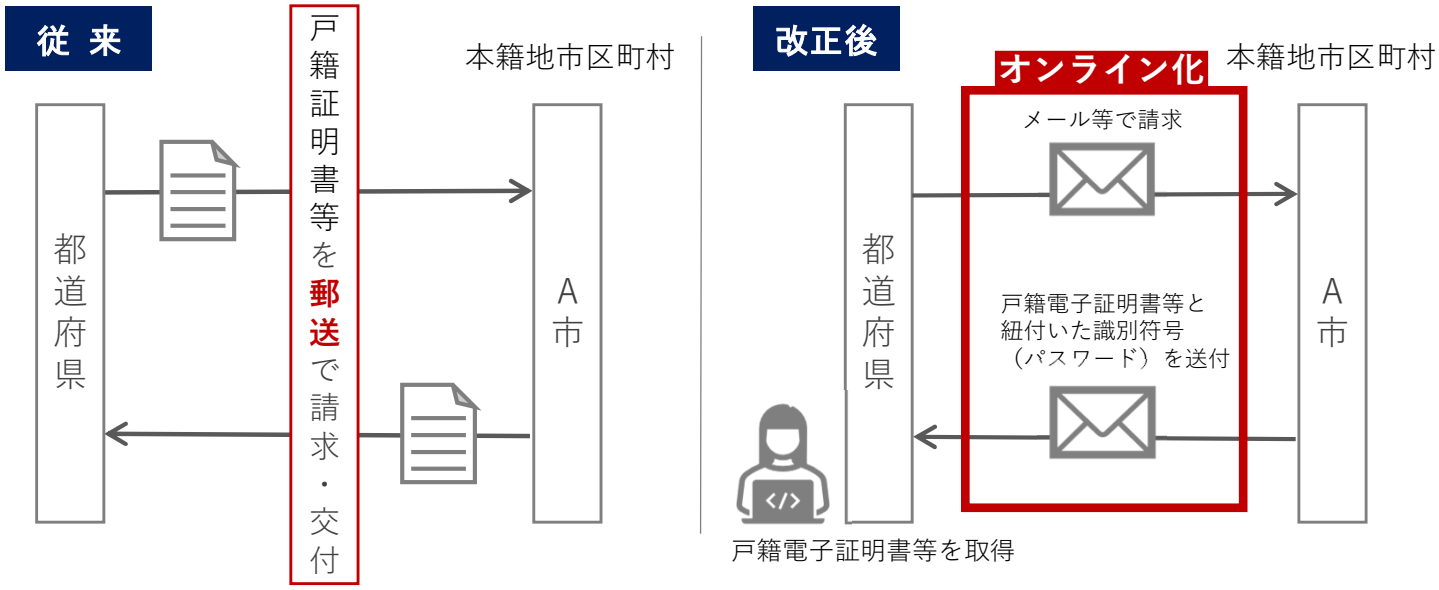
③　都道府県等による戸籍電子証明書等のオンラインでの公用請求を可能に

〔戸籍法〕

施行日：公布の日から起算して２年を超えない範囲内において政令で定める日

地方公共団体の業務の簡素化・効率化等

● 都道府県等が行う公用請求※１について、戸籍電子証明書等※２をオンラインで請求することを可能とする※３。



効　果：　地方公共団体の事務負担・費用負担の軽減

※１　国又は地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するために必要がある場合には、戸籍証明書等の交付の請求をすることができる。

※２　電子的な方法により戸籍又は除かれた戸籍の記載事項を証明する電磁的記録

※３　市区町村の機関による戸籍電子証明書等の請求は既に可能となっている。

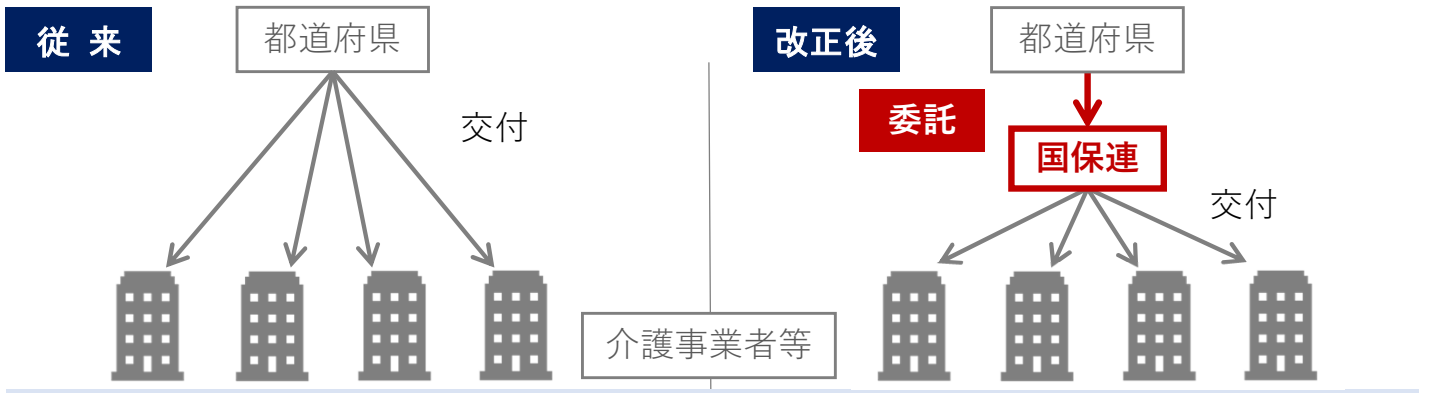
④　介護・障害福祉人材の確保を目的とした補助金の交付に関する事務について、都道府県から国民健康保険団体連合会への委託を可能に

〔児童福祉法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律〕

施行日：令和８年６月３日

地方公共団体の業務の簡素化・効率化等

● 介護・障害福祉人材の確保を目的とした補助金※１の交付に関する事務※２について、都道府県から国民健康保険団体連合会（国保連）※３への委託を可能とする※４。



効　果：○　都道府県の事務負担の軽減

○　国保連による効率的な事務の実施

※１　介護保険サービス、障害福祉サービス、障害児通所支援等の提供に資する人材の確保等（福祉・介護職員の賃上げ等）のため、都道府県から介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所等に対し交付

※２　交付の決定は、都道府県が行い、国保連への委託の対象としない。

※３　都道府県単位で設立。診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス等報酬の審査支払業務等を実施

※４　地方自治法の規定により、地方公共団体は、法律又は政令に特別の定めがある場合等を除いて、公金の支出の権限を私人に委託することができない。

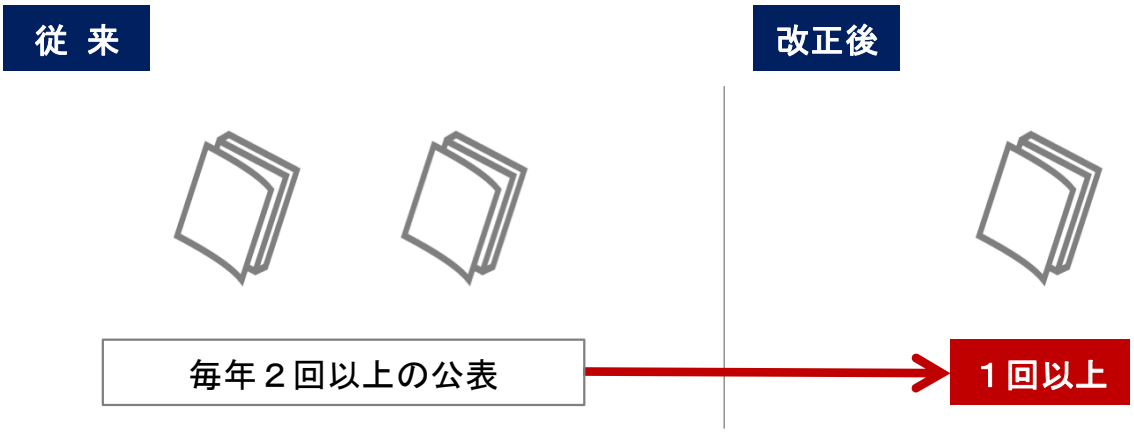
⑤　地方公共団体の財政状況等の公表回数を毎年２回以上から１回以上に

〔地方自治法、地方公営企業法〕

施行日：令和９年４月１日

地方公共団体の業務の簡素化・効率化等

● 地方公共団体の財政状況及び地方公営企業の業務の状況の公表※１について、毎年２回以上から１回以上とする。



効　果：　地方公共団体等の財政に関する公表事務の合理化※２

※１　地方公共団体の財政状況においては、歳入歳出予算の執行状況、財産・地方債・一時借入金の現在高など、地方公営企業の業務の状況においては、事業の概況、経理の状況などを公表

※２　地方公共団体等においては、財政状況等の公表のほか、予算・決算の要領や健全化判断比率の公表、毎年度の決算情報を基に他団体と比較可能な形で作成される財政状況資料集の公表などが実施されている。

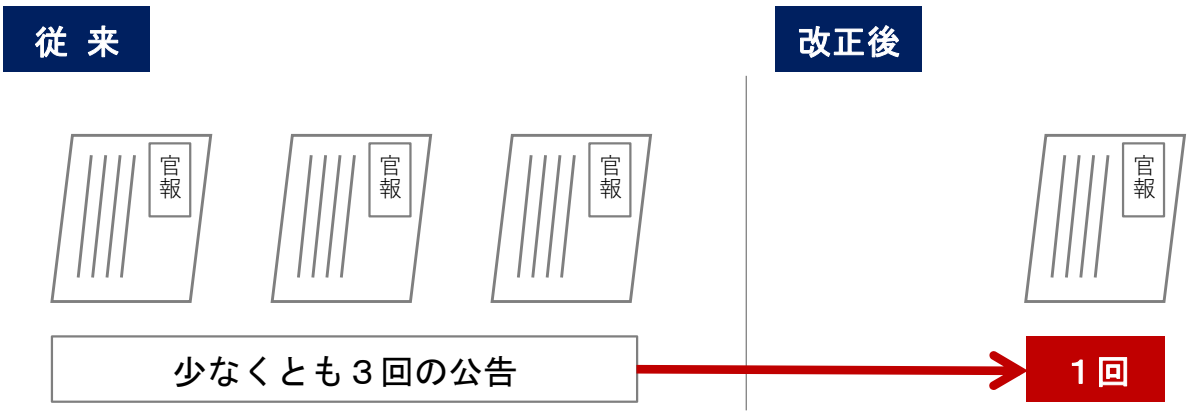
⑥　公社等の解散公告を３回以上から１回に

〔公有地の拡大の推進に関する法律、地方独立行政法人法、港湾法、地方住宅供給公社法、地方道路公社法、広域臨海環境整備センター法〕

施行日：令和８年９月３日

地方公共団体の業務の簡素化・効率化等

● 公社等※１の解散時に行う、債権者に対し債権の申出をすべき旨の催告のための公告※２について、３回以上から１回とする※３。



＊　官報は、令和７年度から電子化されており、インターネットで閲覧可能

効　果：　公社等の事務負担・費用負担の軽減

※１　土地開発公社、地方独立行政法人、港務局、地方住宅供給公社、地方道路公社、広域臨海環境整備センター

※２　公告は、解散した公社等の清算人が、官報に掲載して行うこととされている。
知れている債権者に対しては、上記の公告とは別途、個別に催告を行うこととされている。

※３　株式会社、NPO法人等の解散公告は既に１回のみとなっている。

⑦　外部監査人の補助者に係る住所告示の廃止

〔地方自治法〕

施行日：令和８年９月３日

地方公共団体の業務の簡素化・効率化等

● 地方公共団体の監査を行う外部監査人※1を補助する者※2について、住所の告示を廃止する。

従 来



A県監査委員告示第〇号

補助する者の氏名：　〇〇　〇〇

補助する者の住所：

A県△△市×丁目◇番地□

補助できる期間：

令和〇年△月×日から令和●年▲月×日まで

住所を告示しない

改正後



A県監査委員告示第〇号

補助する者の氏名：　〇〇　〇〇

補助できる期間：

令和〇年△月×日から令和●年▲月×日まで

＊　告示の方法は、各地方公共団体が定めている。また、告示の記載内容はイメージ

効　果：　外部監査人の補助者に係る個人情報の保護

※1　契約により地方公共団体の監査を行う外部の専門家（外部監査人の住所告示についても廃止予定（政令改正））

※2　資格等の要件はなく、実態としては、公認会計士、弁護士、税理士、監査実務に通じた者等が担っている。

⑧　土地区画整理組合の理事に係る住所の公告範囲を一定の場合に市区町村までに　〔土地区画整理法〕

施行日：令和８年10月１日

地方公共団体の業務の簡素化・効率化等

● 土地区画整理組合の理事の氏名・住所の届出があったときに都道府県知事が行う公告について、一定の場合※1には、理事の住所公告を行政区画（市区町村）までとする。

従 来



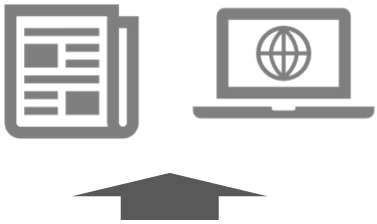
B県公告第〇号

理事となった者

氏名	住所
〇〇　〇〇	B県▲▲市×丁目◆番地■

住所は市区町村まで

改正後



B県公告第〇号

理事となった者

氏名	住所
〇〇　〇〇	B県▲▲市

＊　公告の方法は、各都道府県が定めている。また、公告の記載内容はイメージ

効　果：　土地区画整理組合の理事に係る個人情報の保護

※1　組合から理事の住所のうち行政区画以外の部分を公告しないよう申出があった場合

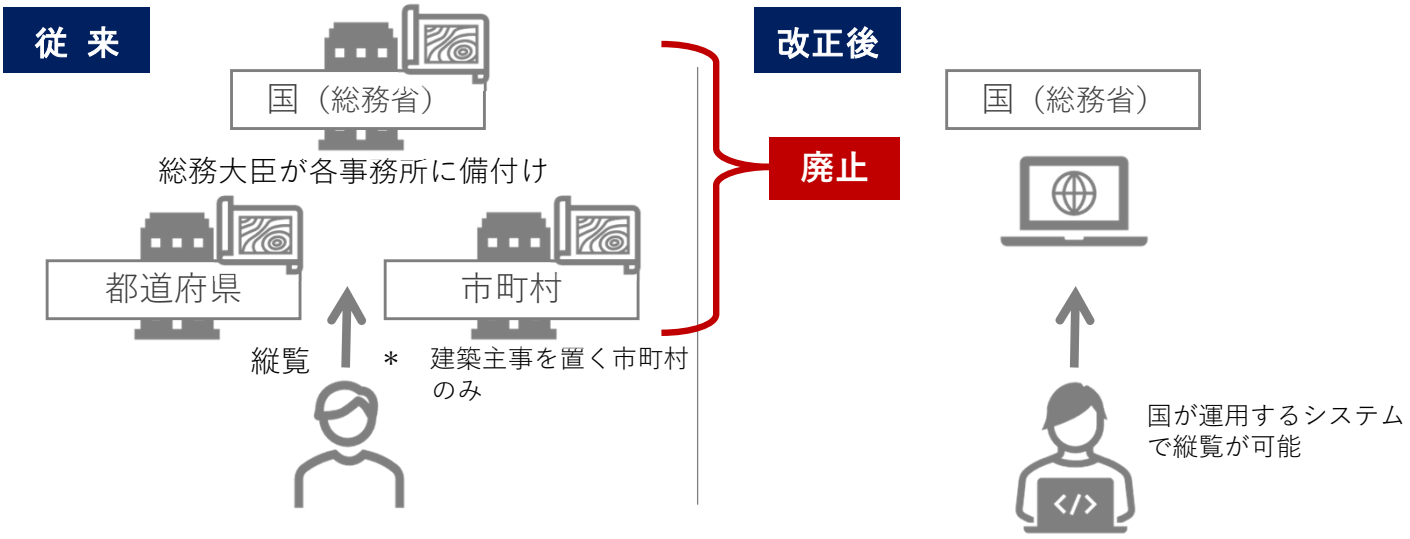
⑨　地方公共団体の事務所における伝搬障害防止区域図の備付け等の廃止

〔電波法〕

施行日：令和８年９月３日

地方公共団体の業務の簡素化・効率化等

● 地方公共団体の事務所における伝搬障害防止区域図※１の備付け等※２を廃止する※３。



＊　従来から国が運用するシステムでの縦覧は可能であったが、事務所への図面データ等の備付けと併存

効　果：　地方公共団体の事務負担の軽減

※１　重要無線通信（電気通信の確保、人命・財産の保護等のための通信）について、高層建築物等による通信の突然の遮断を回避することを目的として、総務大臣が指定する区域を示した図面（当該区域内では一定の高層建築物等の建設に係る届出等が必要となる。）

※２　地方公共団体の事務所においては、伝搬障害防止区域図の備付けに伴い、縦覧や問合せへの対応が発生

※３　関係地方公共団体及び総務省の事務所への備付けを廃止。廃止後も引き続き、国（総務省）が運用するシステム（伝搬障害防止区域図縦覧システム）により、インターネット上で一般の縦覧に供する。

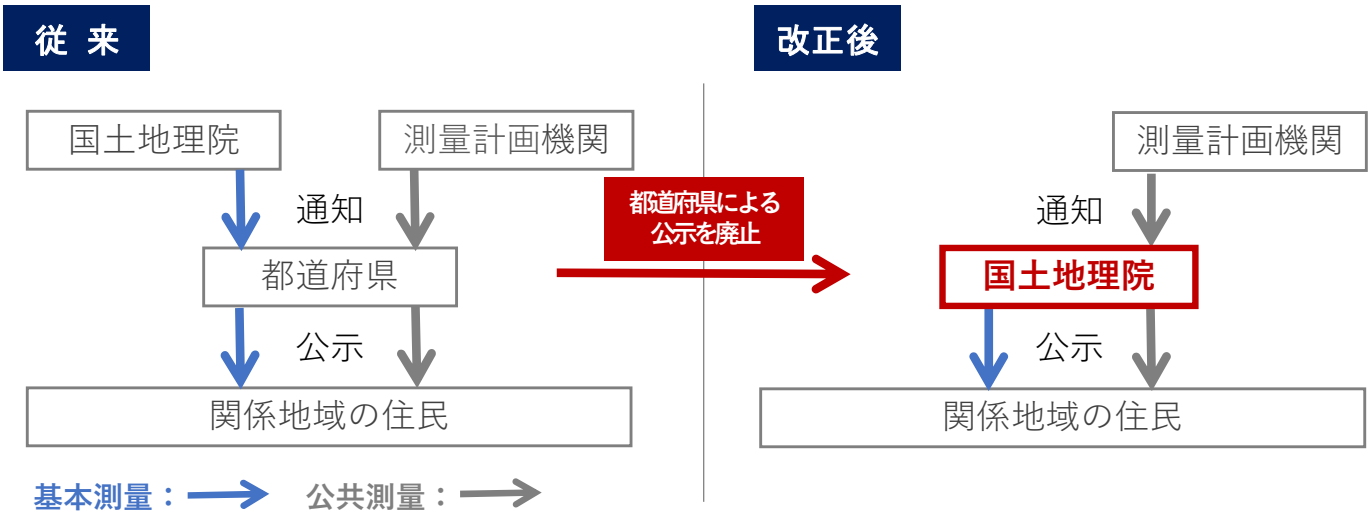
⑩　基本測量・公共測量に係る都道府県による公示の廃止

〔測量法〕

施行日：令和８年12月３日

地方公共団体の業務の簡素化・効率化等

● 基本測量※１・公共測量※２の実施及び終了に係る都道府県による公示を廃止する。



効　果：　都道府県の事務負担の軽減

※１　全ての測量の基礎となる測量であり、国土地理院が実施

※２　国、地方公共団体等が費用の全部又は一部を負担・補助して行われる測量等であり、測量計画機関（国、地方公共団体、独立行政法人等）が実施

⑪　財産区議会（総会）設置条例について、都道府県知事による提案に加え、市区町村等自らによる提案を可能に　〔地方自治法〕

施行日：令和８年９月３日

地方公共団体の業務の簡素化・効率化等

● 財産区※1議会（総会）設置条例※2の制定・改廃について、都道府県知事による提案に加え、市区町村等による提案を可能とする。

〔設置条例の提案者〕

	従 来	改正後	（参考）議決機関
条例の制定	都道府県知事	都道府県知事 **市区町村長** **市区町村議会議員**（追加）	市区町村議会
条例の改廃	都道府県知事※3	都道府県知事 **市区町村長** **財産区議会議員**（追加）	財産区議会等

効　果：○　地方公共団体の事務負担の軽減
○　市区町村・財産区による自主的・自立的な判断が可能に

※１　市区町村の区域の一部で、財産・公の施設（例：山林、用水路等）を有し、管理する特別地方公共団体の一種

※２　財産区議会（総会）設置条例は、財産区の属する市区町村の条例

※３　従来、市区町村及び財産区の意向が一致している場合であっても、財産区の属する市区町村が、条例案の提案を行う都道府県知事に対して事前相談等を行い、都道府県知事が条例案を提案

第五章　国土交通省関係

（測量法の一部改正）

第十一条　測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「あらかじめ」を削り、「関係都道府県知事に通知しなければ」を「公示しなければ」に改め、同条第二項中「終つたときは」を「終わつたときは、遅滞なく」に、「関係都道府県知事に通知しなければ」を「公示しなければ」に改め、同条第三項を削る。

第三十六条に次の一項を加える。

２　国土地理院の長は、前項の規定による求めがあつたときは、技術的助言を行うものとし、測量計画機関は、当該技術的助言を受けた後でなければ、公共測量を実施してはならない。

第三十六条の次に次の一条を加える。

（実施の公示）

第三十六条の二　前条第二項の規定による技術的助言を受けた測量計画機関は、その実施しようとする公共測量の地域、期間その他必要な事項を国土地理院の長に通知しなければならない。

２　測量計画機関は、公共測量の実施を終わつたときは、その旨を国土地理院の長に通知しなければならない。

３　国土地理院の長は、前二項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

第三十八条中「、第三十六条」を「から第三十六条の二まで」に改め、同条に次の一項を加える。

２　第十四条の規定は、国土地理院が実施する公共測量について準用する。

第三十九条中「第十四条」を「第十五条」に、「に準用する」を「について準用する」に改める。

第六十条第一項中「第十四条第三項（第三十九条において準用する場合を含む。）」を削る。

（港湾法等の一部改正）

第十二条　次に掲げる法律の規定中「の日から二月以内に、少なくとも三回の」を「後遅滞なく、」に改める。

一　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第十条の八第一項

二　地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第三十七条の六第一項

三　地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第三十五条の六第一項

四　広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）第三十条の六第一項

（土地区画整理法の一部改正）

第十三条　土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項に次のただし書を加える。

ただし、組合が、当該届出に併せて、国土交通省令で定めるところにより、理事の住所についてその一部のみを公告することを求める旨を申し出たときは、当該住所の一部の公告をもつて住所の全部の公告に代えることができる。

（空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正）

第十四条　空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「一般財団法人」の下に「その他の営利を目的としない法人」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条、第九条及び第十条の規定並びに次条第二項並びに附則第六条、第九条及び第十条の規定　公布の日

二　第十三条の規定　令和八年十月一日

三　第二条（地方自治法別表第一測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）の項の改正規定に限る。）及び第十一条の規定　公布の日から起算して六月を経過した日

四　第二条（地方自治法第二百四十三条の三第一項の改正規定に限る。）、第三条及び第五条の規定並びに次条第一項並びに附則第七条及び第八条の規定　令和九年四月一日

五　第八条の規定　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（地方財政法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第三条の規定による改正後の地方財政法の規定は、前条第四号に掲げる規定の施行の日以後に募集又は交付をする地方債について適用し、同日前に募集又は交付をした地方債については、なお従前の例による。

２　前項に規定するもののほか、第三条の規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（公職選挙法の一部改正）

第四条　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第二百六十八条中「第二百九十五条」を「第二百九十五条第一項」に、「外」を「ほか」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

（入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の一部改正）

第五条　入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「第二百九十五条」を「第二百九十五条第三項」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第六条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「及び第二号並びに」を「、第二号及び第四号並びに」に改める。

第七条　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第百十四条」を「―第百十四条の二」に改める。

第百十三条の表第六十七条第一項の項中「第五条の六において読み替えて準用する会社法第七百五条第二項に規定する」を「第五条の五第一項第一号に掲げる」に改め、同表第七十一条第七項の項中「第五条の六」を「第五条の八」に、「地方債の募集又は」を「地方債証券等の」に、「募集等受託者」を「管理受託者」に改め、同表第七十一条第八項の項中「募集等受託者」を「管理受託者」に改める。

第百十四条第一項中「もの」の下に「（以下「振替地方債」という。）」を加え、「当該振替地方債」に改め、同条第二項中「地方債で振替機関が取り扱うもの」を「振替地方債」に、「当該地方債」を「当該振替地方債」に改め、第六章第一節に次の一条を加える。

（振替地方債についての地方財政法の適用除外）

第百十四条の二　振替地方債については、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の八において準用する会社法第六百八十二条第一項から第三項まで、第六百八十八条第一項、第六百九十条第一項、第六百九十一条第一項及び第二項、第六百九十三条第一項、第六百九十四条第一項並びに第六百九十五条の二第一項から第三項までの規定は、適用しない。

附則第二十七条第一項中「（第百十三条において準用する第六十六条（第一号を除く。）に規定する振替地方債をいう。）」を削り、「第百十四条」の下に「、第百十五条」を加え、同条第二項中「昭和二十三年法律第百九号）第五条の六において読み替えて準用する会社法第七百五条第二項に規定する」を「第五条の五第一項第一号に掲げる」に改める。

附則第二十八条第一項中「、第百十四条」を「から第百十四条の二まで」に改める。